「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： 第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「工程管理」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，鉄骨造３階建ての複合施設を新築する工事であり，１階は三好市地域利便性施設として，２階及び３階を徳島県立高等学校の寄宿舎とする計画である。工事完成後は，それぞれ異なる施設管理者において管理・運営される施設であり，特に寄宿舎は令和６年７月から備品や厨房機器の設置を予定しているため，工事に遅れが生じないよう円滑な工程管理が必要となる。また，別途発注工事の電気工事，管工事及び空調工事と一体となり工事を完成させる必要があることから，これらの別途発注工事との工程調整や，工程調整を反映させた工程の計画を行い，工事を円滑に進める必要がある。　これらを踏まえた上で，次の全ての事項について具体的に記述すること。①適切な工程管理を行うための工夫②別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 本工事は，鉄骨造３階建ての複合施設を新築する工事であり，計画地周辺は，建築物が隣接した地域であることから，工事による騒音，振動，粉じんが近隣住民に影響を及ぼすことがないよう十分な環境対策を行う必要がある。また，計画地の周辺道路は，児童・生徒の通学路や商店街を利用する近隣住民の生活道となっていることから，工事車両の通行による危険がおよばないよう，児童・生徒及び近隣住民が周辺道路を安全に通行するための対策が求められる。さらに，建設産業の担い手育成の観点から，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには，取組の提案や取組を実施する際の関係機関との事前調整，取組実施時の安全確保が求められる。　これらを踏まえた上で，次の全ての事項について具体的に記述すること。①近隣住民に対する環境面での講ずる措置（騒音，振動，粉じん）②児童・生徒及び近隣住民が周辺道路を安全に通行するための対策③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等※③の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。※③の申請について，受注後の事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「工程管理」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①適切な工程管理を行うための工夫②別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①近隣住民に対する環境面での講ずる措置（騒音，振動，粉じん）②児童・生徒及び近隣住民が周辺道路を安全に通行するための対策③建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： ○○○○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「○○○○」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。　①　○○・・・　②　△△・・・　③ ■■・・・　④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合④ Ａ４版でない場合⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合注１：手書きの場合も同様とする。注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。注４：空白行は，行数に含めない。注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。